

コロナに負けるな!臨時休業特別号2

〒918-8076 福井県福井市 本堂町 4-12 (市外局番 0776) Tel: 37-1004 Fax:37-1582 E-mail: ago-e @fukui-city.ed.jp





子供たちのいない学校はとてもさみしいものです。

一人ぼっちの各担任は、残された荷物の整理、各教室や廊下の掃除、返すことのできなかったプリントの〇付け、学級事務の整理、年度末の成績処理、大幅に改定された3月計画に沿った業務を淡々とこなしています。

職員室では、時々打ち合わせの声が聞こえますが、それも長続きすることはなく、黙々と作業をこなすことで3月に子供たちと一緒にするはずだった授業や活動が奪われてしまったことの悔しさを紛らわしているかのようです。

安居っ子のみんな、先生たちも頑張っているからね。 それぞれのおうちで、自分の力で頑張ってね。 168人の仲間、そして20人の先生たちはいつも一緒だよ。

## 

- Q 学校が臨時休業でも、児童が外出したら効果がないのではないですか?
- A 各地域において子供たちへの感染拡大を防止する努力がなされていますが、今がまさに感染の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、集団で児童生徒が生活する学校現場において大規模な感染リスクを事前に予防するという観点から、学校の臨時休業を要請したものです。臨時休業を行うにあたっては、実効性を担保するため、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすよう指導をお願いしています。
- Q 臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が標準授業時数\*を下回ってしまうことが見込まれるが、どうするのか。 (※学校教育法施行規則等で定められている年間授業時数)
- A 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。

その場合には、

- 児童の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、臨時休業期間中において家庭学習 を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりすることがあります。
- 児童の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、 進学等に不利益が生じないよう配慮することなどに留意します。各学年の課程の修了ま たは卒業の認定は、児童の平素の成績を評価し、総合的に判断します

